

役員等報酬規程

社会福祉法人小羊学園

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小羊学園（以下、「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等について定める。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2. 法人の正規職員に準ずる勤務実態のある役員を常勤役員といい、それ以外の役員を非常勤役員という。

(常勤役員の勤務報酬等)

第3条 常勤役員には、別表1の通り報酬を定め支払うものとする。尚、通勤に係る費用については、実費弁償する。

2. 法人職員を兼ねる常勤役員に関しては、法人の給与規程を適用する。
3. 報酬等は、当該月の25日（当日が金融機関休業日の場合は、その前日）に常勤役員が指定する本人名義の口座へ振込で支払うものとする。

(非常勤役員の勤務報酬等)

第4条 非常勤役員の勤務報酬等については、都度、理事会に諮り、評議員会において決定する。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。尚、常勤役員及び法人職員を兼ねる理事にはこれを支払わないものとする。

	報酬（日額、源泉徴収後）	費用弁償
理事会出席報酬	5,000円	旅費等は法人役員等出張旅費規程により支払う

2. 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、次により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

	報酬（日額、源泉徴収後）	費用弁償
監事業務等報酬	20,000円	旅費等は法人役員等出張旅費規程により支払う

3. 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

	報酬（日額、源泉徴収後）	費用弁償
評議員会出席報酬	5,000円	旅費等は法人役員等出張旅費規程により支払う

（出張旅費）

第6条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、法人役員等出張旅費規程により旅費等を支給する。

（規程の改廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会に諮り、評議員会において定める。

附 則

この規程は、2016年 4月 1日より施行する。

この規程を、2016年11月 1日より一部改定する。

この規程を、2017年 6月17日より一部改定する。

別表1

	報酬月額
常勤役員の理事長	496,125円
常勤役員	483,625円